

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の確保を両立させたコーポレート・ガバナンス体制の確立が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主の皆様の権利保護を図るために極めて重要であると認識しています。

当社は監査役会設置会社であり、事業特性その他当社固有の事情及び社内情報に通暁した、業務執行取締役による相互監視及び部門間の内部けん制と、社外取締役及び社外監査役による独立かつ客観的な視点からの監視・監督とによって、各取締役の業務執行の適法性・適正性及び取締役会全体としての意思決定過程の公正性・透明性を確保する体制をとっています。

任意の指名委員会・報酬委員会は設置していませんが、取締役の報酬並びに取締役及び執行役員の人事については、事前に社外取締役の意見を求め、指名・報酬等の決定過程の公正性・透明性の向上を図っています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みの状況を、「SMCコーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ウェブサイト上で開示しています。

<https://www.smcworld.com/ir.htm>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4 政策保有株式】

株式の政策保有は、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の企業価値向上につながる場合に限定して行っています。

財務部門においては、保有先企業との取引状況、保有先企業の財政状態及び経営成績並びに保有株式に係る評価損益、配当利回り、株価の推移など政策保有のメリットとリスクを確認し、当社の株主資本コストとの比較を含めた総合的な観点から、政策保有の適否について定期的に検討を行い、政策保有の意義が薄れたと判断した株式は、社長の決裁を得た上で売却しています。

取締役会は、年に1回、すべての政策保有株式について、上記の財務部門による検討資料を参照して、政策保有の適否を検証しています。

政策保有株式に係る議決権については、原則として会社提案を支持する方向で行使します。他社との経営統合、組織再編、支配権の異動を伴う資本政策など特に重要な議案が上程された場合には、必要に応じて保有先企業に直接ご説明をお願いするなどして、特に慎重に検討します。

会社提案・株主提案ともに、保有先企業の企業価値を明らかに損なうと判断される議案、又は当社の利益に明らかに反すると認められる議案には、反対します。

【補充原則4-1③ 後継者計画】

取締役会の決議により、各業務執行部門の責任者である執行役員を選任し、部門責任者としての経験を積ませることを通じて、次期社長及び次世代の取締役の候補者として育成しています。

社外取締役を含む取締役会は、部門責任者としての実績並びに取締役会における報告の内容及び姿勢等をもとに、これら候補者の評価を行うとともに、適切な後継者育成が図られているかを監督しています。

現在、文書としての後継者計画は策定していません。今後策定するか否かについては、任意の指名・報酬委員会を設置するか否かと合わせ、引き続き検討します。

【補充原則4-2① インセンティブ報酬制度】

現在、業績連動報酬、株式報酬等のインセンティブ報酬制度は導入していません。

中長期的な企業価値の向上に対する貢献に報いることのできる適切な報酬制度の設計に向けて、税務・会計・法務・人事の各方面から、引き続き慎重に検討します。

【補充原則4-3③ 最高経営責任者の解任基準】

現在、最高経営責任者を解任するための基準及び手続は定めていません。今後定めるか否かについては、任意の指名・報酬委員会を設置するか否かと合わせ、引き続き検討します。

【補充原則4-10① 任意の指名・報酬委員会】

現在、任意の指名・報酬委員会は設置していません。今後設置するか否かについては、引き続き検討します。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、年齢、性別、国籍に関係なく、優秀な人材を取締役候補者として選定する方針ですが、現在のところ女性の取締役はいません。今後選任するか否かについては、引き続き検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役及び監査役(その配偶者及び2親等内の親族並びにこれらの者が支配する法人等を含む。)と会社との利益相反取引については、法令にしたがい、取締役会において、取引条件等の重要な事実を示し、社外取締役及び監査役も参加して審議の上、承認決議を得た後に実行するとともに、その後も定期的に取引実績の報告を受ける手続を定めています。

現在、主要株主(議決権総数の10%以上を保有する株主)はいませんが、主要株主との取引についても、同様に取引条件等を精査した上で取締役会における承認決議を経て行うとともに、定期的に取り引実績の報告を受けることとしています。

なお、これらの取引実績並びに取引条件の概要及び決定方針については、法令等にしたいが、適時適切に開示します。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の企業年金基金は、年金給付を将来にわたり確実に行うため、「年金資産運用に関する基本方針」を定め、安全かつ効率的な資産運用に努めています。運用委託先からは、運用実績や管理体制に加えて、スチュワードシップ活動についても定期的に報告を受けています。なおすべての運用委託先が、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れています。

同基金の常務理事として、金融機関での実務経験を有する専任の役職者を配置するとともに、資産運用委員会、理事会及び代議員会のメンバーには、経理、財務、人事部門の人員を継続的に選任して、運用及び管理の状況を適切に監督する体制を整備しています。

[原則3-1 情報開示の充実]

[3-1(i) 経営理念、経営戦略]

1) 経営理念

(1) 自動化・省力化に貢献する

空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を通じて、「産業界の自動化・省力化に貢献する」ことが、当社の社会的使命であると認識しております。

(2) 本業に専心する

「産業界の自動化・省力化に貢献する」要素部品メーカーとしての本分に徹し、本業である自動制御機器事業に経営資源を集中して、競争力の向上に努めてまいります。

(3) グローバルに製品を供給する

世界各国・地域のルールやニーズに沿った製品、世界のどの市場でも通用する製品を供給してまいります。

2) 長期経営ビジョン

(1) お客様のニーズを的確にとらえた製品開発を進め、納期・品質・価格等においてお客様のご要望にお応えできる体制づくりに努める。

(2) 生産設備の新規拡充と既存設備の更新に集中的に取り組み、将来を見据えたグローバルな最適生産体制を確立するとともに、合理化・コストダウンを加速する。

(3) グローバル市場における競争に勝ち残り、より一層高いマーケットシェアの獲得を目指す。

3) 中期経営計画を策定しない理由

当社のお客様は、自動車、半導体、工作機械、電機、食品機械、医療機器等あらゆる産業分野に広がり、また国内のみならず、アジア、北米、欧州その他の各国・地域に広がっています。そのため当社は、製品開発から生産、販売、アフターサービスに至る事業活動全般にわたり、グローバルにお客様のご要望にお応えできる体制づくりに取り組んでいます。

当社の製品は、自動化された生産ライン等において使用される生産財であり、各事業年度の売上高は、お客様の設備投資動向により大きな影響を受けます。一方、お客様の信頼を得てマーケットシェアを維持・向上させていくためには、安定した製品供給能力やサービス体制を確保するための、研究開発並びに生産設備及び人材の確保と育成に関する、息の長い投資が必要です。

以上のような事業特性から、当社では、「中期経営計画」としての目標設定は行わず、将来に向けて当社が取り組むべき課題を「長期経営ビジョン」として明確にし、これを達成するための各事業年度の事業計画を、全社、各事業部門、各グループ会社の単位で策定し推進していく体制をとっています。

[3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針]

本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

[3-1(iii) 取締役等の報酬決定の方針及び手続]

2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の取締役の基本報酬の総額は、年月900百万円以内と定められています。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は19名でした。

各取締役の基本報酬の具体的な金額は、毎年の定時株主総会終了後、取締役会の決議により、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各取締役の業績に対する貢献度、役職、担当職務及び在任年数等を総合的に勘案して決定しています。

業務執行取締役の基本報酬については、特定の財務指標に連動する形とはしていないため、業績連動給与としての開示及び会計処理・税務処理を行っていませんが、固定給部分の割合は約40%であり、60%相当部分は、各期の業績及び各取締役の貢献度を考慮した報酬となっています。

取締役に対する退職慰労金は、取締役会決議によって定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて機械的に算出される基準支給額をもとに、各事業年度における期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、実際に取締役が退任した際には、株主総会において退職慰労金支給議案のご承認をいただいた後、取締役会の決議により、上述の基準支給額に上記規程に定める範囲内において各支給対象者の在任中の功労を勘案した加算を行うか否かを含め、具体的な金額を決定しています。

退職慰労金支給議案を株主総会に上程する際には、支給総額の上限金額を明示して、株主の皆様にお諮りすることとしています。社外取締役及び監査役は、退職慰労金制度の対象とはしていません。

なお、上記の取締役に対する基本報酬の個々の具体的金額並びに取締役に対する退職慰労金に関する功労加算の有無、支給の時期及び方法についての最終的な決定は、会長及び社長に一任されています。基本報酬の決定に関しては、裁量の範囲は特に定めていません。退職慰労金に対する功労加算は、基準支給額の30%の範囲内で行うことが可能である旨、上記規程により定められています。

[3-1(iv) 経営陣幹部の選解任並びに取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続]

当社は、取締役の任期を1年と定めています。毎年、会長、社長及び管理部門を掌管する取締役を中心に、年齢、性別、国籍に関係なく、それまでの職務における実績を踏まえ、将来の業績向上に貢献できるか否かという観点からの能力評価と、上場企業の取締役になふさわしい人格識見を備えているか否かの人物評価を行って候補者を選定し、取締役会において、会長及び社長が候補者選定の趣旨を十分に説明した上で、社外取締役に意見を求めて慎重に検討し、正式な取締役候補者として株主総会にお諮りすることの可否を決定しています。

代表取締役の選定にあたっては、上記と同様に、将来の業績向上に貢献できるか否かという観点から、取締役会において検討し決定しています。

社外取締役及び監査役候補者については、上記と同様の評価に基づき候補者の選定を行い、現任の社外取締役及び監査役に意見を求め、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会において、正式な社外取締役候補者又は監査役候補者として株主総会にお諮りすることの可否を検討し決定しています。

取締役について、重大な法令・定款違反、不正行為、背信行為があった場合など、取締役としての職責を果たすことが困難であると認められる場合、取締役会において、解任の可否を審議します。

[3-1(v) 経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名についての説明]

株主総会参考書類において、すべての取締役及び監査役の候補者について、取締役会が候補者として指名した理由を開示しています。取締役及び監査役を解任する場合は、株主総会参考書類その他において、解任の理由を適切に開示します。

[補充原則4-1① 代表取締役と取締役会との権限分配に関する方針]

「取締役会規程」において、取締役会の付議事項を定め、それ以外の事項及び取締役会が決定した事項に関する具体的な業務執行については社長の決裁権限に委ねることとして、取締役会から社長に対する権限委譲の範囲を明確にしています。

業務執行に関する取締役会の付議事項の概要は、以下のとおりです。

- (1) 部レベル以上の組織の設置、変更、廃止
- (2) 執行役員の選任、解任
- (3) 1件10億円以上の資産の取得、処分
- (4) 1件10億円以上の長期借入、貸付、債務保証

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外取締役の独立性の基準として、法令の定める要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加え、次の基準を設定しています。

直近事業年度(末)において、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。)
- (2) 当社グループの主要な取引先(*)又はその業務執行者
(*) 主要な取引先とは、以下に該当するものをいう。
 - ・当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
 - ・連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
 - ・当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
- (3) 当社の主要株主(総議決権の10%以上を保有している株主をいう。)又はその業務執行者
- (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者)
- (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- (8) 過去10年間に於いて、上記(1)に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記(2)～(7)に該当していた者
- (9) 上記(1)～(8)に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。)に限る。

[補充原則4-11① 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針]

当社は、各業務執行部門の責任者による相互監視と部門間のけん制により、各取締役の業務執行の適法性・適正性を監視・監督する体制をとっており、技術、製造、営業、管理の主要な各部門から、バランスよく取締役を選出することを基本としています。

さらに、業務執行に携わらず、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督を行う社外取締役が複数名加わることによって、取締役会全体としての意思決定過程の公正性・透明性を担保することとしています。

[補充原則4-11② 取締役及び監査役の兼任状況の開示]

社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役については、当社の取締役及び監査役としての職務に精励するため、他の上場会社の取締役又は監査役の兼任は、3社までに限定しています。

このほか、業界団体の役員等への就任を含め、当社以外の法人その他の団体における活動は、当社の取締役及び監査役としての職務の遂行に支障がない範囲に限定しています。

なお、取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、法令にしたがい適切に開示します。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価]

年に1回、取締役会全体の実効性に関する自己評価を実施し、評価結果の概要を当社ウェブサイト上で公開しています。

<https://www.smcworld.com/ir.htm>

[補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング]

取締役及び監査役が、求められる役割と責務を理解すること並びに当社事業の特性及び現状を理解することが重要であるとの認識のもと、その機会を継続的に提供し、費用負担などの必要な支援を行うことを基本方針としています。

具体的には、顧問弁護士による役員研修会を定期的に開催し、東京証券取引所が推奨するEラーニングをすべての取締役及び監査役が受講しているほか、必要に応じて外部セミナー等に参加して研鑽を積むことを奨励しています。

また、社外取締役及び社外監査役に対しては、事業場の視察及び従業員からの説明など、当社事業の特性及び現況の理解を助ける機会を必要に応じて設けています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主総会以外の場においても、株主の皆様からご意見を伺い、会社としての方針及び考え方をお伝えしていきます。

株主・投資家の皆様とのコミュニケーションについては、社長及びIR担当取締役を中心に積極的に取り組むものとし、その実践状況については、社外取締役を含む取締役会において、適切に監督を行ってまいります。

株主・投資家の皆様からのご要望に応じて、可能な範囲で社長及びIR担当取締役が、個別面談に対応しています。社外取締役との面談のご要望については、日程調整等が困難ですが、可能な範囲でお応えしていく方針です。

株主・投資家の皆様との対話のための体制及び方針は、以下のとおりです。

- (1) 株主・投資家の皆様との対話を統括する取締役の指定
株主・投資家の皆様との対話全般を統括する、IR担当取締役を指定しています。
- (2) 対話を補助する関係各部門の連携
対話を補助するIR、経営企画、経理、財務、総務等の各部門は、必要な連絡調整を随時実施しています。特にESGに関する事項について面談のお申し入れがあった場合は、事前に主な質問事項の提示をお願いし、IR部門が必要に応じて関係部門に回答の準備や面談への同席などの支援を求めて、対応しています。

- (3) 個別面談以外の対話の手段の充実
毎年2回、アナリスト及び機関投資家の皆様向けの決算説明会を開催しており、当日の配付資料（その英訳版を含む）は、TDnet及び当社ウェブサイト上で同日中に公開しています。
- (4) 株主・投資家の皆様のご意見等のフィードバック
上記の決算説明会においては、社長及びIR担当取締役が説明と質疑応答を行い、株主・投資家の皆様のご意見を直接伺っています。このほか、IR部門等から必要に応じて社長及びIR担当取締役に対して報告を行う体制となっており、特に重要な懸念事項の表明等があった場合には、社長及びIR担当取締役は、取締役会に対して報告を行います。
- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理
毎決算期末及び毎四半期末から決算発表までの期間を沈黙期間(会社の事業内容等の基本的な事項に関するヒアリング等を除き、株主・投資家の皆様との個別面談をお断りする期間)として設定しています。
株主・投資家の皆様との対話の中で、インサイダー情報を開示しなければならない状況は想定しにくいですが、仮にそのような必要が生じた場合には、秘密保持契約の締結など適切な方策を講じます。
また、フェア・ディスクロージャー・ルールにおける重要情報についても、インサイダー情報に準じた適切な管理に努めるとともに、万が一、株主・投資家の皆様との対話において、意図せず重要情報を伝達してしまった場合には、速やかな公表など必要な措置を取ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
ジェービー モルガン チェース バンク 380055	4,565,659	6.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,013,700	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,443,500	5.28
トン ファイナンス ビービー	3,443,500	5.12
合同会社高田インターナショナル	3,050,000	4.53
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	2,340,161	3.48
株式会社りそな銀行	1,959,800	2.91
第一生命保険株式会社	1,516,000	2.25
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	1,423,889	2.11
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,258,369	1.87

支配株主（親会社を除く）の有無	———
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在の株主名簿の記載に基づくものです。
- 以下のとおり大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されていますが、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めていません。

提出者：ノーザン・クロス・エルエルシー
住所：アメリカ・ボストン
報告義務発生日：2015年8月3日 所有株式数：2,805,887株(4.16%)

提出者：ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
住所：アメリカ・ニューヨーク
報告義務発生日：2017年10月13日 所有株式数：2,252,671株(3.34%)

提出者：キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーほか5社
住所：アメリカ・ロサンゼルスほか
報告義務発生日：2018年12月31日 所有株式数：5,491,414株(8.15%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
海津政信	他の会社の出身者											
香川利春	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海津政信	○	----	エコノミスト・証券アナリストとしての、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性を高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るの観点から、経営の方針に関する助言をいただいています。 また海津氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。

香川利春	○	----	当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性を高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 また香川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。
------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、それぞれの監査計画書を交換して計画のすり合わせを行い、有効かつ効率的な監査の実施に努めています。また、報告書の交換及び連絡会議の開催などにより、監査の実施状況に関する情報の共有に努めています。

監査役は、会計監査人及び内部監査部門から監査の実施状況に関する報告を受けており、必要に応じて報告を求めているほか、これらの監査に随時立ち会っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東 薊 新	公認会計士													
内川治哉	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東 薮 新	○	----	大手監査法人において上場会社の監査実務、株式公開支援などのアドバイザリー業務、監査法人の法人運営及びグループ会社の経営などに携わった公認会計士としての、企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任いただいたものです。 また東薮氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。
内川治哉	○	----	企業法務に精通し、上場会社の社外役員も歴任した経験豊富な弁護士としての、会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任いただいたものです。 また内川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- 当社は、独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役の全員を、独立役員に指定しています。
- 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を定めています。
当社独自の独立性判断基準の内容は、本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]に記載のとおりです。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

短期的な業績のみならず、中・長期的な企業価値の向上に対する貢献を正当に評価することのできる報酬の体系について、鋭意検討を進めています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

法令に従い、有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の開示を行っています。
連結報酬等の総額が1億円以上である役員がないため、個別報酬の開示はしていません。

2019年3月期の役員報酬は、社外取締役を除く取締役8名に対し435百万円(うち基本報酬380百万円、退職慰労金55百万円)、社外取締役2名に対し19百万円、社外監査役を除く監査役1名に対し16百万円、社外監査役2名に対し13百万円(いずれも基本報酬のみ)です。
退職慰労金は、2019年3月期における役員退職慰労引当金繰入額です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」、[原則3-1(iii) 取締役の報酬決定の方針及び手続]に記載のとおりです。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役については、管理部門を管掌する取締役又は取締役会事務局の担当者が、取締役会の開催に先立って、当日配付予定の資料を交付し、付議事項に関する事前説明を行っています。

社外監査役については、監査役を補佐する監査役スタッフとして、従業員1名を配置しています。監査役スタッフについては、人事異動の発令又は懲戒処分の実施に際して監査役との協議を要するものと定めており、人事面での独立性を確保しています。

原則として月1回開催される監査役会においては、常勤監査役及び監査役スタッフが監査の実施状況を社外監査役に逐一報告しているほか、内部監査部門及び経理部、総務部等の管理部門の責任者が随時出席し、それぞれの活動状況について報告しています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる旨の定款規定を置いていますが、現在、記載すべき対象者はいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」を参照ください。

1. 主要な機関の構成、機能及び活動状況等

(a) 取締役会

取締役10名により構成される取締役会は、法令及び定款に定める重要事項のほか、取締役会規程に定める付議基準にしたがい、当社グループの経営方針並びに設備投資、役員人事など業務執行に係る重要事項を決定するとともに、取締役、監査役、執行役員等から重要事項に関する報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。

2019年3月期においては、取締役会は8回開催され、書面決議が1回行われました。

任意の指名・報酬委員会は設置していませんが、取締役の人事及び報酬については、事前に社外取締役に意見を求めた上で取締役会で決定することとし、人事及び報酬の決定過程の公正性・透明性の向上を図っています。

(b) 監査役会

監査役3名により構成される監査役会は、法令及び定款に定める事項のほか、監査役会規程にしたがい、監査役監査の計画及び役割分担を決定するとともに、監査役、取締役、従業員及び会計監査人等から必要に応じて報告を受けています。

(c) 取締役会の諮問機関等

取締役会の諮問機関として、取締役社長を委員長とし、取締役会長、業務執行部門の責任者である各本部長及び外部の専門家で構成する「コンプライアンス委員会」及び「情報開示委員会」を設置して、法令遵守体制の強化及び適時適切な情報開示に努めています。また、業務執行を行う取締役8名で構成する「経営会議」及びこれに取締役を兼務しない執行役員を加えた「執行役員会」を設置して、情報共有の迅速化を図っています。

(d) 独立役員協議会及び筆頭独立取締役

社外取締役及び社外監査役のみを構成員とする「独立役員協議会」を設置して、自由闊達な意見交換及び認識共有を図り、必要に応じて意見集約の上、取締役会への提言を行っていただくこととしています。また、社外理取締役の互選により「筆頭独立取締役」を選定し、社外取締役と取締役会・監査役会及び業務執行部門等との連絡調整の円滑化を図っています。

2. 取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針や手続

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」、[原則3-1(iii) 取締役の報酬決定の方針及び手続] 及び [原則3-1(iv) 経営陣幹部の選解任並びに取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続] に記載のとおりです。

3. 監査役監査の状況

(a) 監査役監査の組織及び人員

当社は監査役会設置会社であり、監査役は社内出身の常勤監査役が1名と、非常勤の社外監査役が2名です。監査役会の議長は、監査役の互選により常勤監査役 森山尚人が務めています。

監査役会において、各監査役の役割分担を定めています。常勤監査役は日常の監査業務を担当し、社内での経験や人脈を活かして、情報収集と監査環境の整備に努めています。社外監査役 東蒨新氏は公認会計士・税理士、内川治哉氏は弁護士であり、高度な専門的知見を活かして主に取締役会及び監査役会における審議を通じた監査を行っています。

監査役を補助する専任の監査役スタッフとして、経理、子会社管理、財務報告に係る内部統制等の実務経験を持つ課長級の従業員を配置しています。

(b) 監査役監査の手続

監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役及び従業員並びに会計監査人からの報告聴取、監査役会における情報交換などを通じて、取締役の業務執行の適法性・適性を監査しています。

常勤監査役は本社に常駐し、日常の監査業務を担当しています。原則として毎月1回開催される監査役会において、常勤監査役及び監査役スタッフが監査の結果を報告し、社外監査役との情報共有に努めています。

(c) 財務・会計・法務に関する知識を有する監査役の氏名等

社外監査役 東蒨新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、大手監査法人において上場会社の監査実務及び株式公開支援等のアドバイザリー業務に携わった経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役 内川治哉氏は、長年にわたり企業法務に携わってきた経験豊富な弁護士であり、法務に関する相当程度の知見を有しています。

4. 内部監査の状況

内部監査を担当する監査室(人員4名)は、社長直轄の組織であり、内部監査規程に準拠して取締役及び従業員の業務遂行の妥当性等を監査しています。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応としては、同じく社長直轄の内部統制推進室(人員4名)が、内部統制システムの整備・運用状況を評価して必要な改善を指導・検証し、財務報告に係る内部統制の有効性及び効率性の向上を図っています。

内部監査及び内部統制監査の結果は、社長及び監査役に報告されています。

5. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称 清陽監査法人

(b) 業務を執行した公認会計士の氏名 指定社員・業務執行社員 浅井万富、同 斉藤孝、同 乙藤貴弘

(c) 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士13名、公認システム監査人1名

6. 責任限定契約の内容

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約(会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約)を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(インターネット開示書類を含む全文)の英語版を作成し、東京証券取引所ウェブサイト、議決権電子行使プラットフォーム、自社IRウェブサイトに掲載しています。 ADR(米国預託証券)の実質保有者に対しては、預託銀行を通じて、招集通知(インターネット開示書類を含む全文)及び議決権行使書の英語版を配付しています。
その他	発送の1週間前に、招集通知を東京証券取引所ウェブサイト及び自社IRウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算及び期末決算の発表時)、アナリスト向けの説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	(日本語) https://www.smcworld.com/ir.htm (英語) https://www.smcworld.com/ir/en/ 以下の資料を自社IRウェブサイトに掲載しています。 (日本語/英語) 株主総会招集通知(全文)及び決議通知、決算短信、四半期決算短信 決算説明会資料、TDnetにより提出した適時開示資料 コーポレート・ガバナンスに関する報告書 SMCコーポレートガバナンス・ガイドライン CSR報告書 (日本語のみ) 株主向け報告書及び中間報告書、有価証券報告書、四半期報告書 臨時報告書(株主総会における議決権行使結果) 取締役会の実効性に関する自己評価アンケート結果 (英語のみ) アニュアルレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動を担当する部署として、広報室及びコーポレートコミュニケーション室を設置しています。	
その他	東京証券取引所の「英文資料配信サービス」を通じて、TDnetにより提出した適時開示資料の英語版を、原則として日本語版と同日中に公開します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SMCグループ企業行動指針」において、顧客及び取引先、株主及び投資家、従業員、地域社会から信頼される企業であることを目標に掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、製品開発、原材料の調達から製品の出荷に至るまでの事業活動全般における環境負荷の低減に取り組んでいます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしています。
 - ・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の強化を図っています。
 - ・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てています。
 - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・情報管理規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しています。
 - ・情報開示委員会を設置し、適時適切な情報開示に努めています。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・品質、環境対策、コンプライアンス、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しています。
 - ・すべての品質クレームに関する情報を会長及び社長に報告させ、対応と再発防止策の内容を検証しています。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営会議を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っています。
 - ・長期経営ビジョン、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しています。
- (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけています。
 - ・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理(財務報告に係る内部統制)の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っています。
 - ・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っています。
- (6)監査役の職務を補助する従業員に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しています。
 - ・監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査のために必要な調査を行う権限を有しています。
 - ・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしています。
- (7)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び従業員は、業務執行の状況につき、監査役に定期的に報告し、監査役からの要請に応じて、随時監査役に報告しています。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。
 - ・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしています。
 - ・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しています。
- (8)監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしています。
- (9)その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・「SMCグループ企業行動指針」及び「SMCグループ行動規範」において、「反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとる」という基本方針を明確に定めています。
- ・弁護士、警察、その他外部の専門機関との緊密な連携体制を維持しています。
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び具体的な対応について、通達及び社内研修により周知徹底を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

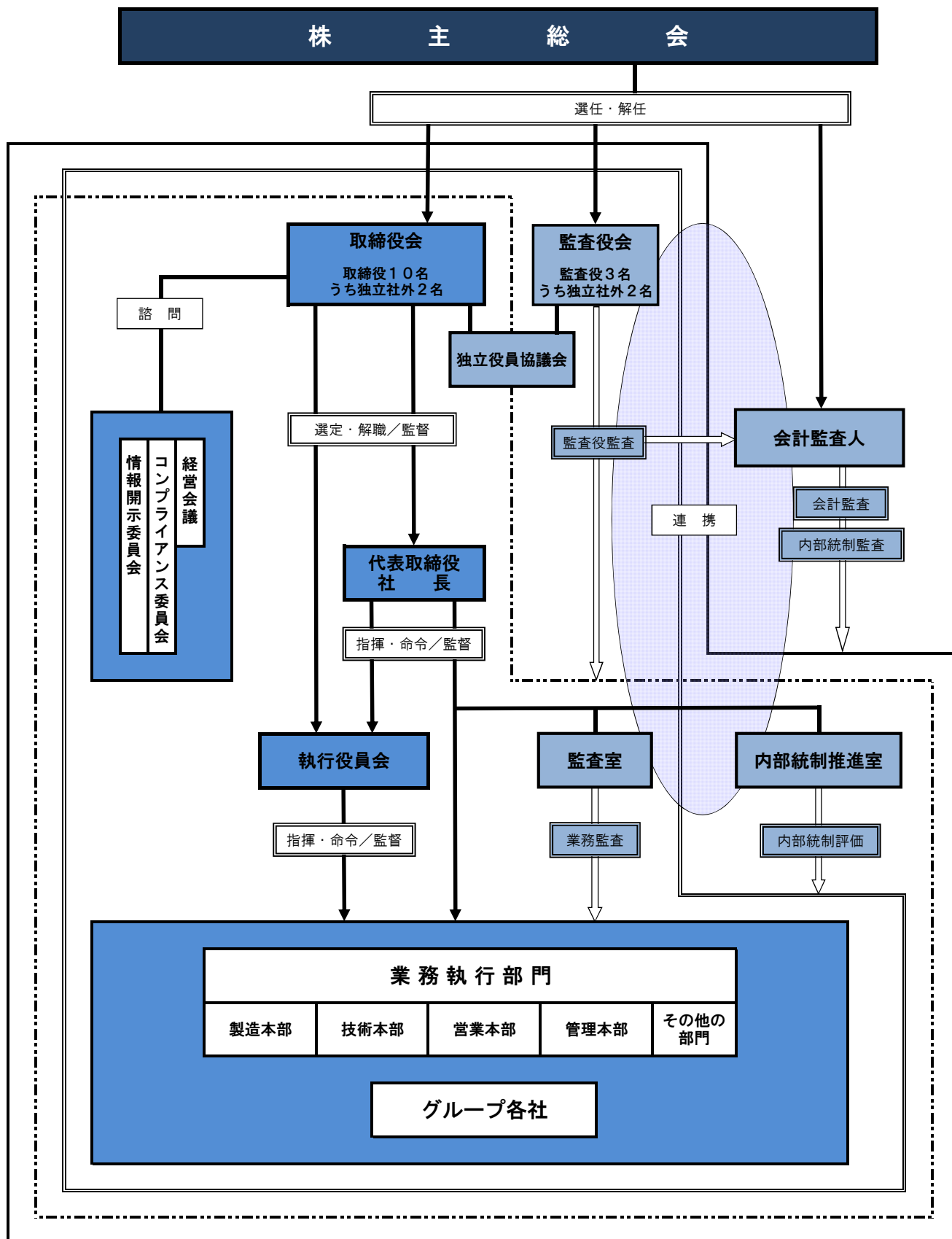
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]
 意思決定ラインと、各業務執行部門及びグループ各社からの重要事項の報告ラインとの双方を管掌する管理本部長が、重要な決定事実及び発生事実について、必要な情報管理と適時適切な情報開示を指揮しています。
 特に重要な情報開示については、取締役社長の決裁、情報開示委員会における協議、取締役会の承認等のうち適切な意思決定過程を選択し、開示の時期及び方法等を決定しています。
 当社の適時開示体制の概要は、添付の図のとおりです。



【適時開示体制の概要】

SMC株式会社

